

EV ワイヤレス給電協議会 規約

第1章：総則

第1条（名称）

この協議会は、「EV ワイヤレス給電協議会」（以下「本会」という。）と称する。なお、本会の英語名は、「Wireless EV Alliance」と称する。

第2条（目的）

本会の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) EV ワイヤレス給電の社会インフラ化の推進
 - EV ワイヤレス給電技術の実用化・普及に資するため、各ステークホルダーにとって経済的合理性のある産業構造を目指す。
 - 環境、都市及び交通等の社会課題解決のために、自動運転等の先端技術におけるEV ワイヤレス給電技術の有益性についての理解促進を目指す。
 - EV ワイヤレス給電技術に関連する技術トレンド等を調査・研究し、業界全体の発展を支援することを目指す。
- (2) EV ワイヤレス給電の実用化・普及促進に関する対外発信・啓発
 - EV ワイヤレス給電技術を社会インフラとして認知向上させ、業界の活性化に寄与することを目指す。
 - EV ワイヤレス給電技術の社会インフラとしての整備を推進するため、関連制度の整備や補助金の充実化を目指す。
- (3) EV ワイヤレス給電の標準化の推進
 - EV ワイヤレス給電技術の相互運用性やセキュリティ確保のために、標準化活動を行い、相互利益のある基準・規格の確立を目指す。

第2章：会員等

第3条（会員資格）

1. 「会員」とは、EV ワイヤレス給電技術に関与し、本会の目的に賛同の上、本規約に基づき所定の手続を実施した日本国内に事業活動の拠点を有する法人又は団体をいう。
2. 会員及び第9条に定める役員（以下「会員等」という。）は、会員等資格を第三者に譲渡し若しくは使用させ又はこれを第三者に承継若しくは名義変更を行うことはできない。
3. 本会は、本会に参加している会員等の名称を公開することができる。

第4条（入会）

1. 本会の会員になることを希望する者は、事務局に対して入会の申込を行い、幹事会の承認を得るものとする。
2. 会員は、入会申込における届出事項に変更が生じた場合、その都度、遅滞なく変更内容を事務局に通知しなければならない。

第5条（退会等）

1. 会員は、事務局に対する30日前までの事前通知により、いつでも自主的に退会することができる。
2. 本会は、次の各号に掲げる場合、当該会員の会員資格を取り消し、除名することができる。
 - (1) 本規約に違反したとき。
 - (2) 第6条に定める会費その他の負担金を所定期間内に納めなかったとき。
 - (3) 本会の目的に照らし本会が会員としてふさわしくないと判断したとき。
3. 会員等が本会を退会、退任し又は除名、解任された場合であっても、第19条（著作権）、第20条（秘密保持）及び第25条（準拠法及び裁判管轄）の規定は有効に適用されるものとする。

第6条（会費）

1. 会員は、本会に対して次に掲げる会費を支払わなければならない。なお、オブザーバーの会費は無料とする。
 - (1) 正会員：年会費20万円（不課税）
 - (2) 幹事会員：年会費30万円（不課税）
2. 会員は、毎年5月末日（ただし、入会初年度は原則として入会時とする。）までに、本会が指定する銀行口座に振り込む方法により会費を支払う。
3. 会員が会計年度の途中で入会、退会、除名又は会員区分変更する場合の会費の取扱い、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 会計年度の途中で入会する場合
原則として、会員は、本会に対して年会費全額を支払う。
 - (2) 会計年度の途中で退会し又は除名される場合
本会は、会員に対して年会費の返還を行わない。
 - (3) 会計年度の途中で会員区分変更する場合
正会員から幹事会員に変更する場合、当該会員は、当該変更時までに、本会に対して変更前後の年会費差額を支払う。幹事会員から正会員に変更する場合、本会は、変更前後の年会費差額の返還を行わない。

第7条（会員）

本会における会員は、次に掲げる会員区分により構成されるものとする。

- (1) 正会員：入会申込について幹事会の承認を得た法人又は団体
- (2) 幹事会員：正会員の中から自薦により選出し、総会において承認を得た法人又は団体

第8条（オブザーバー）

1. 「オブザーバー」とは、本会の目的に賛同し、所定の手続を実施の上、本会への参加を希望する関連省庁、大学又は研究機関等をいう。
2. オブザーバーは、幹事会の承認を得ることにより、本会の活動に参加することができる。

第3章：役員

第9条（役員）

本会には、次に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 会長（本会を代表する）：1名
- (2) 会計監事（会計年度毎に本会の活動報告及び決算書類を監査する）：1名

第10条（役員を選任等）

1. 会長は、幹事会員に所属する者又は幹事会で推薦された者から選出し、総会において選任する。なお、会長に不慮の事故が生じた等会長が欠けた場合、幹事会の承認により代理を選任できるものとする。
2. 会計監事は、幹事会員に所属する者又は会計について専門知識若しくは経験を有する外部の第三者組織より選出し、総会において選任する。ただし、会計監事は会長を兼務することはできない。なお、会計監事に不慮の事故等が生じた場合、幹事会の承認により代理を選任できる。
3. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章：組織

第11条（組織形態）

本会は、非営利組織であり、自主的・自律的な組織とする。

第12条（組織構造）

本会は、総会、幹事会、事務局及び会計監事から構成されるものとする。

第13条（権限と責任）

本会の最高意思決定機関は総会とし、幹事会はその執行機関とする。

第14条（総会）

1. 総会は、原則として年1回開催する。ただし、幹事会の決議があった場合又は正会員数の3分の1以上から請求があった場合には、速やかに臨時総会を開催する。なお、総会は、会長が招集し、会長が議長を務めるものとする。
2. 総会は、全会員の過半数の出席により成立する。総会の議事は、出席している会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
3. 総会に出席することのできない会員は、他の会員に議決権行使を委任することができる。
4. 総会は、次に掲げる事項を議決決議するものとする。
 - (1) 会長、幹事会員及び会計監事の選出及び解任
 - (2) 本規約の変更
 - (3) 活動計画及び活動報告
 - (4) 予算及び決算
 - (5) 会費の改定
 - (6) 会員区分及び権利の改定
 - (7) 本会の解散の決定
 - (8) その他本会の運営上重要な事項
5. 総会の議事録は、開催の都度作成するものとし、10年間事務局に保管する。

第15条（幹事会）

1. 幹事会は、会長及び幹事会員により構成されるものとする。
2. 幹事会は、随時開催する。なお、議長は会長とし、幹事会に会長が出席できない場合、会長が指名する者を議長とする。
3. 幹事会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 新規会員の入会の承認
 - (2) 会員の退会及び除名
 - (3) WGの設立及び廃止
 - (4) 総会の審議議決事項を実施するために必要な具体的事項
 - (5) 総会によって委任された事項
 - (6) 各年度の活動計画案及び活動報告案
 - (7) 各年度の予算案及び決算案
 - (8) 本会の運営上、緊急に決定を要すると認める事項
 - (9) その他、本会の活動に関し必要と認める事項

第 16 条（事務局）

1. 本会には、事務局を置くものとする。
2. 次項に定める事務局の業務の適正な執行のため、事務局に所属する者から事務局長を選出し、会長がこれを任命する。事務局長が事務局を統括する。
3. 事務局は、幹事会の指示に従い、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) 本会における日常の管理・運営に関する業務
 - (2) 前号に付随して必要となる業務

第 17 条（会計監事）

会計監事は、各会計年度の終了後、会計報告書を作成の上、幹事会に提出し、その承認を受ける。幹事会で承認された会計報告書は、幹事会の定める方法により、総会において報告されるものとする。

第 18 条（ワーキンググループ）

1. 本会は、必要に応じて、幹事会の決議により、課題ごとにワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。なお、WGの構成及び所掌等の詳細は別途定めるものとする。
2. WGの構成員は、全会員から参加を募り、課題解決やプロジェクト実施を担当する。なお、WGのリーダーは、当該WGの構成員の中から任命されるものとする。
3. WGは、適切な期間ごとに進捗報告を行い、その結果を総会及び幹事会に報告する。

第 5 章：著作権及び秘密保持

第 19 条（著作権）

1. 本会の目的のために会員等が単独で作成し本会に提出した資料の著作権は、当該会員等に帰属する。
2. 本会の目的のために会員等が共同で作成し本会に提出した資料の著作権は、当該会員等の共有とする。
3. 本会の目的のために事務局が作成した資料の著作権は、幹事会員及び事務局の共有とする。
4. 本会の目的のために外部組織等に委託した調査等の成果品の著作権は、委託費用を負担した会員に帰属する。なお、本会の資産をもって委託費用を支弁した場合の成果品の著作権は、全会員の共有とする。
5. 会員等は、本会の活動に必要な範囲において、本規約で別途定める場合を除き、前四項に定める著作物を著作権者である会員等の承諾なく無償で自己利用することができる。当該利用について、前四項の著作物の著作権者は著作者人格権を行使しないものとする。なお、前四項に定める著作物に第三者の著作物が含まれる場合、当

該著作物の著作権者は、他会員等による当該著作物の利用に支障が出ないように必要な措置をとるものとする。

6. 本条の定めは、本会の存続期間満了又は解散後も有効とする。

第 20 条（秘密保持）

1. 本規約において、開示者とは、秘密情報を開示する会員等をいい、被開示者とは、秘密情報を受領する会員等をいう。
2. 被開示者は、本会を通じて開示者から秘密である旨を表示の上開示された技術、資料等の情報（以下「秘密情報」という。）について、会員等以外の第三者に対して開示してはならず、また本会での活動に関する目的以外で使用してはならない。ただし、開示者から事前に承諾を得た場合はこの限りではない。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは秘密情報に含まれない。
 - (1) 被開示者が知得したとき既に自ら保有していた情報
 - (2) 被開示者が知得したとき既に公知であった情報
 - (3) 被開示者が知得後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報
 - (4) 被開示者が知得後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく取得した情報
 - (5) 被開示者が知得した情報によらずに独自に開発した情報
4. 被開示者は、本会の存続期間満了又は解散の後ただちに、秘密情報（複製を含む。）に関する全ての資料を開示者の指示により返却、消去又は廃棄しなければならない。

第 6 章 法令遵守

第 21 条（法令遵守）

会員等は、本会との関係において、独占禁止法、国内外の競争法その他の適用される全ての法令、通達、ガイドライン等の規制を遵守する。また、会員等は、本会との関係において、国内外の競争法違反行為と疑われる可能性のある価格、生産量、取引先等に関する情報開示、情報交換及び情報共有を行ってはならない。

第 7 章 その他

第 22 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 23 条（本会の存続期間）

本会の存続期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。なお、本会が存続期間満了の 3 箇月前までに本会の終了を会員等に通知した場合を除き、存続期間満了日の翌日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間、本規約の内容で自動的に存続期間を延長するものとし、

以後も同様とする。

第 24 条（規約の変更）

本会は、総会の決議により本規約の内容を変更することができるものとし、本規約が変更された場合、事務局はこれを会員等に対して通知するものとする。なお、総会は、その決議により本規約の変更について幹事に委任することができる。

第 25 条（準拠法及び裁判管轄）

本規則のほか、本会の企画運営については日本法に準拠するものとし、紛争解決のための第一審の専属的合意管轄裁判所は本会の事務局所在地を管轄する日本国内の地方裁判所とする。

附 則

1. 本規約は、設立の日の 2024 年 6 月から施行する。
2. 協議会設立前において、協議会設立のために、EV ワイヤレス給電協議会設立準備事務局（以下「準備事務局」という）が支出した経費については、協議会の支出とみなし、その会計は協議会が引き継ぐものとする。
3. 協議会の設立発起人となった者、準備事務局に会員申込書を提出した者は、第 4 条の規定にかかわらず会員となる。
4. 会費の取扱いについて、次の各号の規定が本規約第 6 条（会費）の規定に優先する。
 - (1) 本会の設立発起人及び本会の設立時点で入会を希望する者は、2024 年 7 月末日までに、本会が指定する銀行口座に振り込む方法により会費を支払う。
 - (2) 正会員の初年度の年会費は、当面の間、無料とする。

以上